

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで

私は、夫の赴任先であるA市の社宅に住んでいた昭和36年当時、国民年金に加入することについて夫に相談の上、任意加入した。

加入手続後の国民年金保険料は、3か月ごとに社宅に来た集金人に納付しており、加入当時は、3か月分の保険料(300円)を払うと、集金人は、私の国民年金手帳に2.5センチぐらいのシールを3枚はってくれた。

申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に任意加入することについて相談したとするその夫は、A市に住んでいた時(昭和27年10月ごろから37年11月ごろまで)に申立人から当該の相談をされたため国民年金に加入することを勧めたところ、申立人はそのすぐ後に加入手続を行ったはずであるとしている上、申立期間当時、申立人と同じ社宅に居住していた申立人の友人は、申立人と一緒に同市に住んでいた時(昭和35年4月ごろから37年4月ごろまで)に、申立人から、「自分は国民年金に任意加入したが、あなたも加入しないか。」と勧められたがその時は断った記憶があると供述していることから、申立人は、同市に住んでいた時に国民年金に任意加入したものと推認できる。

また、申立人は、A市に住んでいた時の国民年金保険料の納付状況について、当時の保険料の額や社宅に来た集金人の様子などを明確に記憶している上、同市では国民年金制度が始まった昭和36年度当初から集金人による国民年金保険料の収納業務を行っていたことが確認でき、申立期間のうち、同市に住んでいた期間で3か月ごとに同市の集金人に納付が可能な昭和36年4月から37

年9月までの期間については、国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

しかしながら、申立人が昭和37年11月にB市に転居した後の国民年金保険料の納付状況等は不明である上、42年7月ごろに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されており、同市に転居した後も継続して納付していたものとは考え難いことから、申立期間のうち37年10月から42年6月までの保険料については、納付したものとは認め難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたが、私の厚生年金保険の記録が漏れていたの
で社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間に係る国民年金の納付
記録が未納になっていることを知った。

私は、昭和58年度及び59年度の国民年金保険料は免除申請していたが、
60年度は、夫の分と共に国民年金保険料を納付していた。

仮に納めることが困難であれば、免除申請を行っていたはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月15日
に夫婦連番で払い出されている上、加入手続を行ったとみられる51年以降の
国民年金加入期間については、申立人の申立期間を除き、夫婦共に未納と記
録されている期間は無いためから申立人の納付意識は高かったものと考えら
れる。

さらに、申立人は、申立期間内の昭和60年4月22日に、A市B区から同
市C区に転居していることが同市保管の国民年金被保険者名簿により確認で
き、i)申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、
申立人の元にも納付書が届いていたものと考えられること、ii)申立人が保
管する国民年金保険料領収証書及びオンライン記録により、申立人及びその
夫の国民年金保険料の納付状況がほぼ同一であることが確認できることから
申立期間に係る申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から51年1月まで

私は、昭和50年9月に結婚すると同時に、A市役所職員である夫が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間に係る国民年金保険料は、保存してある毎月の給料明細書から天引きされていることが確認できるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA市役所職員であるその夫の給与明細書を所持しており、その給与明細書の「年金保険料」欄に記載された金額は、申立期間当時の保険料額と一致している。

また、A市では、申立期間当時、市役所職員の家族から国民年金保険料を集金して、同市の年金係に納付していた納付組織が存在していたと回答している上、同市に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「市職員家族市職員組織」と申立人が納付組織に属していたことをうかがわせる記載も認められ、申立期間当時は、申立人の家族は申立人とその夫の二人であることから、申立人が主張するように、申立人は昭和50年9月に国民年金に加入し、当該納付組織を通じて、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1457

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月及び同年10月

私は、20歳から国民年金に加入し、昭和41年9月に結婚した以降も、私が私と夫の国民年金保険料を一緒に納付してきた。46年6月に前年度の未納期間の過年度保険料を私と夫の二人分を併せて納付したにもかかわらず、私のみが申立期間の国民年金の資格を喪失させられた上、納付した保険料が還付されたことになっている。

しかし、私は、その当時、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金の資格を喪失させられる理由も見当たらない上、保険料の還付手続きをしたことはなく、還付金も受け取っていないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書により、昭和46年6月18日に申立期間を含む45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるとともに、特殊台帳(マイクロフィルム)と還付整理簿の記録により、申立期間が国民年金の被保険者期間でなかったことから、申立期間に係る保険料が46年12月に還付されたものと推認できる。

しかしながら、申立期間については、申立人が主張するように、海外に転出したり、厚生年金保険等の被保険者となったりしたような事実は確認できないことから、申立期間は国民年金の強制被保険者となるべき期間であり、事実と異なる資格喪失手続によって納付した申立期間の保険料相当額の還付処理が行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、昭和39年11月に結婚することが決まり、周囲の助言から将来のことを考えて、同年8月にA市役所で国民年金に加入した後、同年9月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。

現在所持している国民年金手帳には、申立期間の保険料を受領したとするA市の検認印が押されているにもかかわらず、未納期間とされている上、社会保険事務所(当時)から申立期間の保険料を還付すると言われているが、今さら還付されることに納得できないので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には、「検認39.9.21A市」と押印されていることから、当該納付日において、本来市町村が取り扱うことができない過年度保険料とともに、既に時効消滅していた保険料をA市が収納したのは明らかである。

社会保険事務所が、i) 当時は、国民年金の現年度保険料を市町村が収納していたこと、ii) 国民年金手帳の発行日等から、申立人は加入間もない時に当該納付を行ったと認められること、iii) 当該保険料は、納付後、既に40年以上も経過している上、還付された事実は確認できないことなどから、制度上、保険料を納付できないことを理由として挙げ、申立期間の保険料を還付するとし納付を認めないのは信義則に反するものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日、資格喪失日に係る記録を37年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年9月25日まで
昭和36年10月にA社に入社し、37年9月までC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現在の事業主は「当時の従業員が申立人を記憶しており、申立人は1年間程度勤務していたと思う。」としている上、申立人が名前を挙げた当時の上司は「申立人はC職の経験者として昭和36年10月に入社し、37年9月ごろまで勤務していた。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和37年7月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は「私が退職時に申立人は勤務していた。」としている上、37年8月1日に被保険者資格を取得している別の同職種の同僚も「入社後2か月程度、申立人と一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたと認められる。

さらに、前述の上司は、「当時、D業務の未経験者には試用期間を設けていたが、経験者は正社員として採用し、原則として入社と同時に厚生年金保険に

加入させていた。申立人はC業務のほかF作業も行える経験者であったので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している上、現在の事業主は「当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたので、申立人の厚生年金保険の加入手続に誤りがあった可能性があると思われる。」と供述している。

加えて、オンライン記録により申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚16人に照会したところ、複数の同僚は「当時の従業員数は20人程度であった。」と供述しており、前述の被保険者名簿における申立期間の被保険者数とほぼ一致している上、入社時期の供述の得られたD業務に従事したとする11人のうち、入社後相当期間経過後に厚生年金保険に加入している5人は、新卒入社者又はD業務の未経験であったとしており、残りの6人は、記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額、申立人と同年代の同僚に係る当該事業所における社会保険事務所（当時）の記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の手続を誤った可能性があるとしており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
昭和37年3月にA社に入社し、平成15年3月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間はB営業所からC営業所に転勤した時期であるが、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する人事記録、厚生年金基金の被保険者記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年11月1日にA社B営業所から同社C営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないが、人事異動に伴う申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪届を誤って提出した可能性があるとしている上、事業主が被保険者資格喪失日を昭和46年11月1日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え
難いことから、事業主は同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社
会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っ
ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される
べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申
立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認
められる。

北海道厚生年金 事案 1813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和46年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

昭和41年2月にA社に入社し、平成19年2月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間はC営業所からB営業所に転勤した時期であるが、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する人事記録、厚生年金基金の被保険者記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年2月28日にA社C営業所から同社B営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないが、人事異動に伴う申立人の厚生年金保険の被保険者資格の得喪届を誤って提出した可能性があるとしている上、事業主が被保険者資格取得日を昭和46年2月28日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所がこれを同年3月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1814

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年1月21日、資格喪失日は44年2月2日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月から同年5月までは6万4,000円、同年6月から44年1月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月21日から44年2月2日まで
昭和30年から48年までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務期間中に同社の工場等に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者の当該事業所における被保険者の資格取得日は昭和43年1月21日、資格喪失日は44年2月2日であることが確認できた。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が誤って記載されており、オンライン記録には収録されていないが、B社では「申立人は昭和30年4月から48年8月まで継続して勤務していた。」と回答している上、複数の同僚も「当時、申立人は、同社C工場に所属するDに勤務していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を昭和43年1月21日に取得し、44年2月2日に資格喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）が

保管する今回統合する申立人に係る前述の被保険者名簿の記録から、昭和 43 年 1 月から同年 5 月までは 6 万 4,000 円、同年 6 月から 44 年 1 月までは 6 万 円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1815

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所(現在は、C社D事業所)における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年12月1日、資格喪失日は20年9月3日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月1日から20年12月ごろまで

昭和18年12月にA社B事業所に採用され、E課F部門に配属となった。採用と同時に青年学校3年に編入し、通学しながら勤務した。20年4月から同年8月まで兵役につき、給与は会社から支給されていた。

しかしながら、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録に申立人の名前が記載されていることから、申立人は、A社B事業所において勤務していたことは確認できるが、同記録には入社日と退社日の記載が無い。

しかしながら、申立人は、入社と同時に当該事業所が設置していた青年学校の3年次に編入したと供述しているところ、i) 申立人が当該事業所に入社したとしている昭和18年当時の申立人の年齢は、青年学校の3年次の年齢に該当していること、ii) 青年学校1年次から入学していた申立人を知る同僚も申立人が3年次の12月ごろに編入し、その後、一緒に通学した記憶があると供述しており、申立人の主張と符合するものとなっていること、iii) 申立人は、当該事業所における仕事の内容、同僚の氏名、特定の同僚の徴兵等について詳細に記憶しており、その内容に不自然さが無いことから判断すると、申立人の

申立期間について、終期の特定はできないものの、昭和18年12月から徴兵されるまでは、当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人の名前が掲載されているC社が保管する人事記録のページには、申立人と同職種(E課G部門)の5人の名前の記載があり、そのうちの3人については厚生年金保険の被保険者記録が認められるほか、申立人とは同年齢で、青年学校の同級生であり、同じE課に勤務していた同僚は、労働者年金保険法が施行された昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該事業所は「労働者年金保険法が施行になったので、従業員は強制的に同保険に加入させる取扱いをしていた。」と回答している。

さらに、申立期間のうち、H県が保管している兵籍簿によれば昭和20年5月10日から同年9月3日までの期間については、申立人が軍隊に徴兵されていた期間であることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主とも全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されており、前述の申立人と同年齢である同僚も、申立人とほぼ同時期に徴兵されていた期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

一方、C社において昭和20年以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、20年*月のI県庁火災で焼失しており、現存するC社の同被保険者名簿は、その後復元されたものであることが確認されているが、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無いほか、被保険者台帳索引票及び被保険者台帳も存在しない。また、他の者の記録についても当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届の写しに記載されている反面、当該被保険者名簿に記録が無いものが認められるなど、完全な記録とは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、同被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主、社会保険事務所(当時)にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、申立人にこれによる不利益を負担させるのは相当ではないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務していた事実及び

事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の加入記録は、復元漏れの可能性も否定できないと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月3日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の年齢に近い同僚の社会保険事務所の記録から70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月4日から同年12月末日までの期間については、i) 申立人は、除隊後継続して勤務していたとしているものの、帰省した時期についての記憶が定かでないこと、ii) 当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届のうち、20年以降の一部が紛失し、申立人に係る喪失届が確認できないこと、iii) 同僚からも当該期間に係る勤務の事実を示す供述等を得ることができなかったことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の昭和41年4月12日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を41年4月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月21日から同年12月1日まで
② 昭和41年4月から同年7月1日まで

申立期間①について、B社C事業所に昭和29年8月21日から勤務した。申立期間②について、A社に41年4月から勤務した。いずれも採用時から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、i) 申立期間②に係る申立人の雇用保険被保険者記録によると、事業所は特定できないものの、昭和41年4月12日に同保険の被保険者資格を取得、43年2月20日に離職していることが確認できること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚一人及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から抽出した同僚10人の合計11人に照会し、10人から回答を得たところ、うち9人が「申立人と一緒に勤務していた。」と回答し、うち6人は「昭和41年4月ごろから申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に勤務していたものと認められる。

一方、同僚から提出のあった申立期間②当時の当該事業所における就業規則の写し及び複数の同僚の供述により、申立期間②当時、当該事業所におい

ては本採用になるまで3か月間の試用期間があったことが認められる上、申立人と同じころ入社した同僚4人の供述及び当該4人の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、上記試用期間は厚生年金保険に加入させていなかった期間であると考えられる。

しかしながら、申立人は「D業務について自分は経験者であり、全くの新規採用ではないので試用期間は無かったはずである。」と主張しているところ、同期採用で一緒に勤務していた同僚は、「申立人は、E市のF社で勉強するために、G組合の仲立ちでA社に来ていた。従って、申立人は同期入社した他の4人とは違い、即戦力であった。申立人については試用期間を設定する必要性は無かったと思う。」と供述し、また別の一人は「申立人は仕事に関してはベテランであったので、会社の熟練者と同様に仕事をしていた。」と供述している上、上記就業規則でも「ただし、特別の技能、経験を有すると認められた者は直ちに採用する場合もある。」と規定されている。

また、雇用保険被保険者記録によると、申立人は採用になったと思われる昭和41年4月12日からの資格記録が確認できるが、上記4人の同僚については当該事業所に係る同記録は確認できないことから、当該事業所においては、申立人のような経験者と新規採用である他の4人の同僚を雇用形態で区別していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和41年4月12日から正社員として採用され、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月1日のオンライン記録により2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しているため供述を得ることができず、当該事業所も昭和49年12月3日に解散していることから関連資料を得ることができない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人はB社C事業所に昭和29年8月21日から勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主及び役員も死亡又は所在が不明であるため、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び当該事業所の被保険者名簿から抽出した同僚9人の合計10人に照会し、8人から回答を得たところ、「期間は分からないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているのは、申立人が名前を挙げた同僚一人のみであった上、その同僚も「昭和29年6月ごろ採用され、厚生年金保険は同年12月加入なので、試用期間はあったと思う。」と供述している。

さらに、被保険者名簿によると、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和29年12月1日となっており、その記載内容に訂正等はなく、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和40年3月27日、資格喪失日は42年2月12日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から41年2月までは1万8,000円、同年3月から42年1月までは2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から42年3月30日まで

昭和40年4月1日から42年3月30日までの期間は、A社に勤務しており、同社から配布された健康保険証を病院で使用した記憶もある。申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日は異なるが、氏名、性別が一致する者が昭和40年3月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年2月12日に同被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録においても申立人と生年月日が異なりとともに、名前の読みが異なる（「氏名B」が「氏名C」となっている。）者の同様な同被保険者記録が確認できる。

また、i) 申立人を記憶していたA社の現在の事業主は、「当時、従業員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述していること、ii) 複数の同僚が集団就職で申立人と一緒に同社D支店に入社したと供述している上、昭和40年に集団就職した者の厚生年金保険被保険者資格取得日は、全員が40年3月27日となっていること、iii) 申立人は、「両親から正しい生年月日を教えられていなかったため、自分の生年月日を昭和25年*月*日又は同年同月*日と言っていた。」と供述しているところ、申立人が卒業したE

中学校（当時は、F町立G中学校）の卒業証書台帳における申立人の生年月日は25年*月*日となっていること、iv) 申立人は、「当時の同僚からは、氏名Cとも氏名Bとも呼ばれていた。」と供述しているところ、現在の事業主及び申立人が名前を挙げた以外の同僚の一人が「申立人と同姓同名の者はいなかった。」と供述していること、v) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ他に申立人と同名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を昭和40年3月27日に取得し、42年2月12日に資格喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和40年3月から同年9月までは1万6,000円とし、同年10月から41年2月までは1万8,000円、同年3月から42年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和42年2月12日から同年3月30日までの期間については、当時の事業主は既に死亡しているため、現在の事業主に照会したが「当時の書類は残っていないため分からない。」と供述しており、申立人の勤務状況等についての関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた以外の同僚11人に照会したが、そのうち昭和42年2月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している一人から、「私が退職する時には、申立人はA社D支店に在籍していた。」との供述を得られた以外は、申立人の勤務状況等についての供述は得られなかった。

さらに、A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和42年2月12日から同年3月30日までの期間について申立人の名前は記載されておらず、同名簿において健康保険の整理番号にも欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和42年2月12日から同年3月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和43年4月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から39年2月までは1万8,000円、同年3月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から40年9月までは3万3,000円、同年10月から41年9月までは3万9,000円、同年10月から42年9月までは4万2,000円、同年10月から43年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月15日から43年4月1日まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入期間については、昭和37年8月1日から同年9月15日までの期間以外に厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当該事業所には継続して勤務しており、厚生年金保険料が1か月しか控除されていなかったとは信じられない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社B事業所に昭和37年8月1日から43年4月1日まで継続して勤務していた

ことが認められる。

また、A社B事業所の継承会社であるC社が保管している人事記録には「採用年月日が昭和37年1月22日（D職）、38年12月1日（E職）、退職年月日が46年10月25日」と記載されていることから、申立人は、昭和37年1月22日にD職として採用され、46年10月25日に退職したことが確認できる。

さらに、C社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届では、資格取得日が昭和37年8月1日と記載されており、一方、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日が43年4月1日と記載されていることが確認できる。

加えて、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得年である昭和37年に申立人と同じく第1種被保険者として資格取得した者は申立人を含め80人であったが、申立人以外の者は申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

なお、F年金基金に対し、申立人及び申立期間にA社B事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、同年金基金の加入状況を照会したところ、申立人の勤務記録は、「昭和38年12月から42年10月までA社B事業所においてG作業勤務、基金設立の42年10月から46年10月まではA社H事業所においてG作業勤務」との回答があり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により申立人と同日にA社B事業所で被保険者資格を取得し、昭和43年4月1日に継続してI社で被保険者資格を取得したことが確認できる者の同年金基金の加入記録も、申立人と同様に「昭和38年12月からである。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が当該事業所において、昭和37年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年4月1日に同保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した者等のオンライン記録及びC社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により判断すると、昭和37年9月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から39年2月までは1万8,000円、同年3月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から40年9月までは3万3,000円、同年10月から41年9月までは3万9,000円、同年10月から42年9月までは4万2,000円、同年10月から43年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格喪失日が昭和63年7月1日とされ、同年6月30日から同年7月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における被保険者の資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

昭和57年4月にA社に採用され、今日まで継続して勤務しているが、同社C支店から同社本店へ異動した申立期間については、1か月間、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は、当該事業所において継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者記録のうち、昭和63年6月30日から同年7月1日までの期間については、平成21年7月1日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、B社から提出された発令通知、雇用保険の加入記録及び同社本店D部の回答により、申立人は、昭和57年4月からA社に継続して勤務し（昭和63年7月1日にA社C支店から同社本店に異動）、厚生年金保険料を事業主か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和63年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る健康保険厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が被保険者資格喪失日を昭和63年6月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成2年5月から同年9月までは26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から同年10月1日まで
申立期間について、給与明細書で控除されている厚生年金保険料とねんきん定期便に記載されている納付額が違うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成2年5月及び同年8月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年9月は38万円であるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は26万円であることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる当時の資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和54年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月21日から同年4月1日まで

申立期間は継続してA社に在籍しており、年金記録に空白期間が存在するのは、支店間を転勤した時の担当者による届出ミスであると思われるので、申立期間については、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和54年3月20日にA社D部から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和54年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和42年4月1日にB社C事業所に名称変更）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和41年5月2日）及び資格取得日（昭和44年1月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和41年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から43年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月2日から44年1月4日まで

申立期間はA社及びB社C事業所にD職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和39年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年5月2日に同資格を喪失後、44年1月4日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間についても当該事業所にD職として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人に照会したところ、回答があった4人（D職の同僚二人を含む。）は共に、「申立期間は申立人と一緒に勤務しており、当該期間に申立人の業務内容及び雇用形態が変更になった記憶は無い。」と述べており、オンライン記録によると、当該同僚5人全員の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間において継続していることが確認で

きる。

さらに、当該同僚のうち二人の者は、「毎月給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同年代同職種の同僚の標準報酬月額に係る社会保険事務所(当時)の記録から、昭和41年5月から同年7月までは1万6,000円、同年8月から43年9月までは2万円、同年10月から同年12月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月から43年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年6月1日、資格喪失日は24年7月31日であると認められることから、申立期間①に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年2月までは2,100円、同年3月及び同年4月は3,600円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月から24年7月まで
② 昭和27年8月から同年11月まで

申立期間①はA社C工場に勤務し、D作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②はE社に勤務し、同じD作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。E社は、F駅の近くにあった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が昭和6年*月*日と記載された者が、同工場において23年6月1日に同保険の被保険者資格を取得し、24年7月31日に資格喪失した記録が確認できる。

また、当該被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人について、いずれも当該事業所における加入記録が確認できる上、ほかに前述の記録が申立人以外の者に係るものであることをうかがわせる事情はないことから判断すると、当該記録は申立人に係るものであると認められる。

さらに、オンライン記録によれば、当該記録は未収録となっているが、i)

申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち3人の加入記録がいずれもオンライン記録に未収録となっている一方で、他の3人の加入記録はオンライン記録に収録済みとなっていること、ii) 申立人と同姓同名の者に係る当該記録が確認できる被保険者名簿のページに記載された17人の被保険者の加入記録についても、資格喪失時点により、オンライン収録されているものと未収録のものが確認できること、iii) 当該事業所の被保険者名簿で、オンライン収録済みの加入記録も記載されていない書替え後のものが確認できることを踏まえると、現行のオンライン記録は、当該事業所の当初の名簿及びその後書き替えられた名簿の記録が逐次反映されたものではなく、今回は特定することができなかつたものの、ある時点で書き替えられた名簿を基に入力作業が行われたことにより、資格喪失等により当該時点以前に名簿から除かれた申立人を含む被保険者の記録が未収録となつたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を昭和23年6月1日に取得し、24年7月31日に資格喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る社会保険事務所(当時)の記録から、昭和23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年2月までは2,100円、同年3月及び同年4月は3,600円、同年5月及び6月は4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、商業登記簿謄本の記録によると、申立ての地域において申立期間②の7年半後の昭和35年3月5日にE社が設立されたことは確認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、商業登記簿謄本の記録により、当該事業所と同一住所に所在し、当該事業所の事業主が役員であったことが確認できるG社についても、同保険の適用事業所となつたのは申立期間の3年後の昭和30年11月1日であったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は既に死亡していることから、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人については個人が特定できないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録により、G社が厚生年金保険の適用事業所となつた昭和30年11月1日以降に同社で同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したものの、回答があつた3人から、申立期間②当時、E社に勤務する者が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかつた。

その上、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案1824

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年9月1日であると認められることから、同被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から22年9月1日まで

昭和17年1月にA社に入社し、63年1月に定年退職するまで継続して勤務した。

同社における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった申立人の在籍証明書及び申立人と同期採用の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和17年1月9日にA社に入社し、申立期間を含め、63年1月24日まで同社に継続して勤務していたと認められる。

また、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年2月1日に被保険者資格を喪失しているが、同名簿の申立人の備考欄の横に「○で囲んだ『郵』」の記録が確認でき、当時、申立人が団体郵便年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、同名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(昭和21年2月1日)と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が多数確認できる上、これら同僚はいずれも団体郵便年金保険に加入していたことが確認できる。

加えて、団体郵便年金保険の加入者は、昭和22年9月1日までの加入期間について、団体郵便年金保険と厚生年金保険において、「団体郵便年金保険掛け

金の厚生年金保険への移管」、「団体郵便年金保険加入者に対する厚生年金保険の適用除外」、及び「いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の通算」という三つの調整措置が行われていたところ、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社C支店において、上記の調整措置が適用される期限である同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

その上、申立人が同社B支店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚6人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同じく団体郵便年金保険に加入していたことが確認できるが、これら同僚には、申立期間において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、いずれも当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日や標準報酬月額が訂正された形跡が見られることから、これら同僚は、団体郵便年金保険の加入期間について、先述の調整措置により、厚生年金保険の加入期間として取り扱われたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1825

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成10年5月から11年2月までの期間は28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年12月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年1月1日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険料は、月額給与から2万4,290円控除されていたが、同社の賃金台帳及び社会保険事務所（当時）の標準報酬月額は15万円になっており、控除された厚生年金保険料からみて低すぎるので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与支給明細書をすべて保管しており、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年5月から11年2月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間については、申立人が提出した給与支給明細書（写し）により確認できる厚生年金保険料控除額は2万4,290円であり、これに見合う標準報酬月額は28万円である上、報酬月額はこれを上回っていることが確認できるところ、オンライン記録では15万円となっていることから、当該期間における申立人の標準報酬月額については28万円に訂正することが妥当であ

る。

また、申立期間のうち、平成11年3月については、申立人が提出した給与支給明細書(写し)により確認できる厚生年金保険料控除額は2万4,290円であり、これに見合う標準報酬月額が28万円であるが、報酬月額は26万5,000円であり、これに見合う標準報酬月額は26万円であるところ、オンライン記録では15万円となっていることから、当該月における申立人の標準報酬月額については26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても協力が得られず、当該保険料を納付したか否かについて不明であるが、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る被保険者の資格喪失日（昭和28年9月1日）及び資格取得日（昭和29年1月15日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から29年1月15日まで
② 昭和29年10月1日から33年5月1日まで

中学校を卒業してすぐA社に臨時職員として入社し、B事業所の中にあつた作業所で、C業務を担当していた。

同社には、昭和27年2月から33年4月まで継続して勤務していたのに、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和27年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年9月1日に同資格を喪失後、29年1月15日に当該事業所において再度被保険者資格を取得しており、28年9月1日から29年1月15日までの申立期間①の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人とは同期入社で、私が正社員となった昭和29年まで同じ仕事を一緒に行っていた。厚生年金保険には入社時から加入していた。」と供述しており、当該同僚は、当該事業所において昭和27年2月15日に被保険者資格

を取得後、32年5月6日に同資格を喪失するまでの期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①を含む昭和28年8月1日から29年1月19日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は24人（申立人を含む。）確認できるが、24人中23人（申立人を除く。）は、被保険者資格に空白期間の無いことが確認できる。

なお、申立人は、当該事業所においては期間雇用ではなかったと供述しているところ、オンライン記録により、申立期間①以降の昭和31年5月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる常務取締役であった者は、「期間雇用者以外の作業員は、全員、厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録、及び申立人と同年齢で同職種であった同僚に係る当該事業所における標準報酬月額の推移に関する社会保険事務所の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、オンライン記録により平成18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっているとともに、商業登記簿謄本により同月19日に破産していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主及び役員の所在も不明であるため、厚生年金保険料を納付したか否かについては確認できないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年9月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、当該事業所は、前述のとおり、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、破産していることが確認できる上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、役員も死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間②の当該事業所における勤務状況等について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間②において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①及び②当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者 16 人に対し、申立人の申立期間②当時の勤務状況等を照会したところ、14 人から回答があったが、14 人中 13 人からは、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできず、唯一、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたと供述している者からも、勤務に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与支給明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成10年6月から11年5月までは38万円、同年6月から12年4月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から12年5月26日まで

申立期間は、A社に勤務し、月額38万円程度の給与を得ていたが、厚生年金保険の加入記録によると、標準報酬月額が減額訂正されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年6月から11年5月までは38万円、同年6月から12年4月までは28万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成12年5月26日から約1か月後の同年6月14日付けで、10年6月から12年4月までの期間の標準報酬月額が、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか、当該事業所の代表取締役及びB職長の二人も、同日付けで標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、i) 申立人は、「昭和55年に開店したC支店の運営をB職長として任されていたが、経営にはかかわっていない。」と供述していること、ii) 当該事業所の代表取締役は、「私の妻が社会保険関係の事務を行い、厚生年金保険等の社会保険料の納付は私が行っていた。平成10年ごろから経営が苦しくなり、社会保険料の納付が滞っていたので、分割納付を行っていたが、それでも納付できなくなり、最後は、申立人に同意を得ることなく、社会保険

事務所（当時）の提示する標準報酬月額記録の訂正に同意した。この経緯については、申立人に説明していない。」と供述していること、iii) 申立人と同様に、標準報酬月額記録の訂正が行われている当該事業所の従業員であった当時のB職長は、「申立人は、当時、C支店のB職長であったので、会社の経営全般にはかかわっていなかった。厚生年金保険の標準報酬月額が訂正されていたことについては、私と同様に知らなかったと思う。」と供述しており、申立人が社会保険事務について関与していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人は当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、平成10年6月から11年5月までは38万円、同年6月から12年4月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで
申立期間当時、私は、A市で元夫の実家の飲食店を手伝っていた。
国民年金保険料は、A市の集金人が店又は自宅に来て夫婦二人分を徴収していた。1年間も未納期間があることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の保険料を納付したとする申立人の元夫は既に死亡しているため、申立期間における保険料納付についての具体的な状況が不明である。

また、申立人の元夫の特殊台帳(マイクロフィルム)により、元夫は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料を申立人と離婚後の53年11月に過年度納付していることが確認できることから、元夫が夫婦二人分の保険料を納付していたとは認め難い。

さらに、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)には、申立期間に係る「納付書送付」印が押されており、過年度納付可能な時期に納付書が送付されていたことが確認できることから、A市に在住していた時期に保険料を現年度納付していたとする申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年10月まで

私は、パートの収入が安定してきたことを契機に、昭和51年11月2日に国民年金に任意加入し、保険料も納めてきたはずであり、私が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄にも「51.11.-2」と印が押されている。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、昭和52年11月2日に任意加入していることとなっており、それ以前の1年間の記録が消えていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿等により、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月15日に払い出されていること、ii) 同手帳記号番号が申立人の手帳記号番号の前後となっている国民年金被保険者は、申立人と同一年月日に国民年金に任意加入していること、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見受けられないことが確認できることから、申立人が51年11月2日に国民年金の任意加入手続を行い、その保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社会保険事務局（当時）では、「申立人の国民年金手帳記号番号だけが誤って先に払い出されてしまった可能性も皆無ではないが、この場合、国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分には、申立人の欄のみ昭和51年度の翌年に突合を行ったことを意味する(52)の印が押されているはずである。」と回答しているところ、申立ての際に添付された同払出簿には(53)の印が確認できることから、申立人は昭和52年度に加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時において、共済年金に加入しているこ

とから申立人は国民年金の任意加入対象者になるが、任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入できないため、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日は、昭和52年11月2日であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、所持している年金手帳の資格取得欄に「51.11.-2」と記載されていること以外に、昭和51年11月2日に任意加入手続を行ったとする明確な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から62年12月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から62年12月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和50年ごろに、経営していた会社の担当税理士から勧められて、申立期間①及び②の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒にA銀行B支店（現在は、C銀行D支店）などで納付書により定期的に納付していた。また、申立期間②については、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、保険料の免除申請を行った記憶は無い。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、141か月（11年9か月）と長期間である上、申立人は、「いつの国民年金保険料か不明だが、1万2,000円を毎月又は2か月から3か月ごとに納付していた。」と供述しているが、申立期間①の初年度である昭和51年度の国民年金保険料は1か月当たり1,400円であることから、申立人の供述金額とは大きく相違する。

また、申立人は、「申立期間①について、国民年金保険料を納付書で定期的に納付していた。」と供述しているが、i) 特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和45年8月11日に、国民年金の被保険者資格を取得し、同年10月17日に、被保険者資格を喪失したことが確認できること、ii) オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格について、平成2年3月30日に記録が訂正されるまで、申立期間①は国民年金の未加入期間であったことが確認できること、iii) E市から、「申立期間①について、国民

年金被保険者資格を喪失していた申立人に国民年金保険料の納付案内書を送付していなかったものと推定される。」との回答を得ていることから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

- 2 申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、平成元年5月30日に国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる上、そのころに申立期間②直前の昭和63年1月から平成元年3月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、「申立期間②当時、国民年金保険料の免除制度を知らなかった。また、既に他界した妻は継続して病気の治療を受けていたが、障害者であったため医療費の負担はほとんど無かった上、経営していた会社の営業及び私生活について、大きな変化は無かった。」と供述しているが、商業登記簿謄本等から、申立人が昭和46年9月23日に設立した株式会社が、申立期間②の期間内である平成元年12月3日付けで旧商法第406条ノ3第1項の規定（休眠会社の整理）により解散し、2年3月20日付けで会社継続したことが確認できることから、申立期間②当時、申立人が経営していた会社の営業及び私生活に変化が生じていた可能性も否定できない。

- 3 オンライン記録により、申立人は60歳に到達した時点で、老齢基礎年金の受給資格が無く、受給資格を得るために平成11年9月から国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入に当たっては、過去の納付状況及び受給資格を得るために必要な期間の説明を受けるのが一般的であると考えられることから、その時点で、申立人は、申立期間①及び②については未納期間又は申請免除期間であったことを承知しており、その上で任意加入したと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から53年3月まで

私は、A町役場で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を含め、20歳に到達した昭和38年*月にさかのぼって、20万円から30万円ぐらいをまとめて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月18日に払い出されたことが、また、A町の国民年金被保険者名簿により同年6月17日に、その時点で過年度納付が可能な2年間（昭和53年4月から55年3月まで）の保険料が納付されたことが、それぞれ確認できる。

また、申立人が、「初めて国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間を含め国民年金保険料を納付した。」と供述していることから、昭和55年6月17日に国民年金の加入手続と保険料の納付が行われたものと推認できるところ、納付した保険料については、申立人は、「申立期間の保険料を含め、20歳に到達した昭和38年*月にさかのぼって、20万円から30万円ぐらいをまとめて1回で納付していたはずである。」と供述しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる55年6月17日の時点で、さかのぼって納付が可能な38年*月から55年3月までの国民年金保険料を納付するために必要となる金額は76万8,360円となり、申立人がさかのぼってまとめて納付したとする金額（20万円から30万円ぐらい）とは大きく相違する。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿では、昭和55年6月17日に、38年*月から39年11月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付書が発行され、同日に当該期間の保険料が納付されたこ

とが確認できるが、申立期間に係る納付書が発行されたことは確認できないことから、当時、申立人は、申立期間の保険料を納付するのは困難な状況であったものと推認できる。

加えて、申立期間は160か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から47年3月まで

私の妻は、長男が幼稚園に入園した昭和40年6月ごろ、国民年金保険料の督促で訪問した市役所の職員から免除申請を勧められたのを契機に、47年にA市に転居するまでの間において、B市役所へ行き、私と妻の分を併せて国民年金保険料免除申請の手続を3回か4回行っているはずである。当時、妻は年金手帳や印鑑を持参しておらず、書類への記入や何か受け取った記憶は無いとしているが、窓口の担当者が台帳のようなものに印を付けていたのを覚えていると言っている。

申立期間については、妻が私の保険料の免除申請を行っているはずであり、免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和40年6月ごろ、国民年金保険料の督促に訪れたB市役所の職員から免除申請を勧められたので、同市役所で申立人夫婦の同手続を行ったはずであり、その手続については書類を記載した記憶は無いものの、国民年金手帳や印鑑を持参していなかったことから口頭により手続は行ってくれたはずであると主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料の免除申請手続は、国民年金保険料免除申請書に申請者が必要事項を記載するとともに、押印の上、市町村役場に提出することとなっていたところであり、申立人の妻の記憶する供述内容には不合理な点が見受けられる。

また、申立人の妻は、夫婦の免除申請手続を3回か4回行っているはずであるとしているが、免除申請は毎年度行わなければならないものであり、申立期間は昭和40年7月から47年3月までの7年度にわたることから、申立人の供述内容と手続回数が一致しない。

さらに、手続を行ったとする申立人の妻は、国民年金保険料免除申請に係る承認通知書などの通知をもらった記憶が無いとしているが、社会保険事務所（当時）では、申請者に対し、承認又は却下のいずれかの通知書を送付していたことから、この点についても供述内容が一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から47年3月まで

私は、長男が幼稚園に入園した昭和40年6月ごろ、国民年金保険料の督促で訪問した市役所の職員から免除申請を勧められたのを契機に、47年にA市に転居するまでの間において、B市役所へ行き、私と夫の分を併せて国民年金保険料免除申請の手続を3回か4回行っているはずである。当時、私は年金手帳や印鑑を持参しておらず、書類への記入や何か受け取った記憶は無いが、窓口の担当者が台帳のようなものに印を付けていたのを覚えている。

申立期間については、私が保険料の免除申請を行っているはずであり、免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月ごろ、国民年金保険料の督促に訪れたB市役所の職員から免除申請を勧められたので、同市役所で申立人夫婦の同手続を行ったはずであり、その手続については書類を記載した記憶は無いものの、国民年金手帳や印鑑を持参していなかったことから口頭により手続は行ってくれたはずであると主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料の免除申請手続は、国民年金保険料免除申請書に申請者が必要事項を記載するとともに、押印の上、市町村役場に提出することとなっていたところであり、申立人の記憶する供述内容には不合理な点が見受けられる。

また、申立人は、夫婦の免除申請手続を3回か4回行っているはずであるとしているが、免除申請は毎年度行わなければならないものであり、申立期間は昭和40年7月から47年3月までの7年度にわたることから、申立人の供述内容と手続回数が一致しない。

さらに、手続を行ったとする申立人は、国民年金保険料免除申請に係る承

認通知書などの通知をもらった記憶が無いとしているが、社会保険事務所（当時）では、申請者に対し、承認又は却下のいずれかの通知書を送付していたことから、この点についても供述内容が一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私は、A市の実家で家業を手伝っていた申立期間に、時期は覚えていないが、私の父親が私の国民年金加入手続をしてくれたと思う。

申立期間に係る私の国民年金保険料は、私の父親が自分たち夫婦の保険料と一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれた上、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の父親が同居していた家族の保険料を納付していたか否かについて、申立期間当時、同居していた家族に聴取したが、申立人の父親がその家族の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった上、家族の申立期間に係る納付状況を見ても、i) 一人は昭和36年8月に結婚後、53年に夫婦一緒に特例納付していること、ii) 別の一人は申立期間に20歳に到達しているものの、保険料納付開始は申立期間以降であることなど、申立期間について、申立人の父親が納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人が国民年金の加入手続をしたのは昭和41年ごろであったと考えられ、その時期には、既に申立期間の一部は時効により納付できない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月28日から30年3月まで

昭和24年2月から30年3月まで、A社B事業所に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

昭和30年3月に退職後、同月*日に結婚し、その後、失業保険をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の供述内容から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が申立期間当時、A社B事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用について、当該事業所では、「申立期間については、当時の賃金台帳及び給与支給明細書は保存年限が過ぎているため既に廃棄しており、申立人の勤務の実態や保険料控除を確認することはできない。」と回答している。

また、申立期間当時の事業主及び役員は、死亡又はその所在が不明であるため当時の社会保険事務担当者に照会したが、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚25人に照会したところ、20人から回答があったが、申立人が申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和28

年5月28日に解雇により当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、被保険者名簿の記録と一致する。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年3月1日まで

A事業所には、昭和24年4月1日に入社した後、25年9月に退職するまで、正職員として継続して勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が25年3月1日として記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態と相違しているので、同事業所に係る同保険の被保険者資格取得日について、24年4月1日へと訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職した直後に勤務した事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写しには、申立人が昭和24年9月から25年9月までの期間について、A事業所に勤務していたことが記載されていることから判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は昭和31年1月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、当該事業所の事業内容を承継したB事業所に照会した結果においても、同事業所は「申立期間当時の関係資料が保管されておらず、確認できる資料が無いことから、詳細は全く不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和24年にA事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚26人のうち、所在が特定できた4人に照会し

たところ、回答が得られた二人のいずれもが、「申立人のことは、全く分からない。」と供述している。

さらに、前述の同僚のうち一人は「申立期間当時、入社から一定期間の試用期間等があったのか否かは明確に覚えていないが、入社当初からは、正職員とはならなかったと思う。」と供述しているところ、前述の同僚二人のいずれもが、当該同僚本人が記憶している同事業所における入社時期と同保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、それぞれ、6か月間又は24か月間相違している上、いずれも「入社当初から、給与から厚生年金保険料が控除されていたのか否かについては、全く記憶に無い。」と供述している。

加えて、前述の被保険者名簿により、昭和25年及び26年において、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚12人のうち、所在が特定できた4人に照会し、このうち二人から回答が得られた結果においても、前述の同僚二人と同様に、いずれもが「入社当初から、給与から厚生年金保険料が控除されていたのか否かについては、全く記憶に無い。」と供述していること、及び同事業所における入社時期と同保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、それぞれ、11か月間又は24か月間相違していることから判断すると、申立期間当時、同事業所においては、入社日から厚生年金保険を適用していなかったことがうかがわれる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 9 月まで

昭和 44 年 4 月から 45 年 9 月まで、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

当該事業所でB職の募集があり、これに応募して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の経営を引き継いだC社の代表取締役の供述及び申立人の申立内容から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「私は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。会社が厚生年金保険の適用事業所になっていれば、私も厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。厚生年金保険に加入していないのに、保険料を控除するようなことは無かったはずだ。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無いことが確認できる上、当該事業主は、申立期間を含む昭和 44 年 4 月から 47 年 6 月までの期間、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、前述のC社の代表取締役は、「申立期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたか否かについては、当時の資料が不明で確認することができない。」と供述している上、申立人から名前の挙がった事業主の弟及び女性B職は、所在不明又はオンライン記録により個人を特定することができなかったことから、その供述を得ることができず、申立人に係る勤務の実態及

び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1831

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 57 年 12 月 31 日まで
申立期間においてはA駅前のB社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
この3年間は正職員として勤務し、健康保険の保険証も持っていたので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D国民健康保険の加入記録、社会保険事務担当者であった事業主の妻の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、既に廃業しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、社会保険事務担当者であったその妻に照会したが、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述しており、オンライン記録により、B社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、これら二人及び申立人が名前を挙げた同僚一人の合わせて3人については、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間において共に国民年金に加入していることが確認できる。

また、前述の事業主の妻は、「申立人はもとより、勤務していた職員に対して支給した給与から厚生年金保険料を控除したことは一度も無い。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚も「B社では、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は「政府管掌健康保険の保険証を持っていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張しているところ、D国民健康保険

組合からの回答によると、B社は同組合の適用事業所になっていること、及び申立人は申立期間において同組合の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 6 月 30 日まで
昭和 57 年 6 月から平成 16 年 3 月までA社に勤務していた期間のうち、申立期間については厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額と異なっているため、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与額と標準報酬月額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月までの期間及び同年 6 月については、申立人が保管している給与明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりもいずれも高額であるものの、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とすべて一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から同年 5 月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持していないものの、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額については、「その前後の月と変化が無かったと記憶している。」と供述していること、給与明細書を所持している 57 年 10 月か

ら 58 年 1 月までの期間及び同年 6 月の給与支給額が、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であることから、当該期間における申立人の給与支給額についても、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったことは推定できる。

しかしながら、申立人が給与明細書を所持している昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月までの期間及び同年 6 月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人が給与明細書を所持していない当該期間についても、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったとは考え難い。

また、A社本社では、「当時の資料が残されていないため申立てどおりの届け出を行ったか、申立人の厚生年金保険料を納付したかについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から26年5月8日まで

申立期間は、A社B事業所C営業所に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時は臨時職員であり、主任から、「近いうちに正社員にする。」と言われていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人がA社B事業所C営業所で一緒に勤務していたとする同僚が、健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、申立期間においてA社E支店F営業所で同保険の被保険者であったことが確認できること、ii) オンライン記録により、申立期間においてA社E支店で同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「期間は思い出せないが、申立人と一緒に勤務した記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社G支店に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち、申立人を当該事業所に紹介したとする者は既に死亡しているほか、当該事業所の主任であったとする者も個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできない。

さらに、当時の厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、A社E支店F営業所で手帳番号の払出しを受けたことが確認できる者が、オンライン記録によれ

ば、同社E支店において厚生年金保険の被保険者となっていることから、E支店F営業所における被保険者記録は、E支店の被保険者記録に統合されたものと考えられるところ、オンライン記録により、申立期間においてE支店で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、このうち6人から回答があり、自身の勤務期間について供述があった4人のうち、H部門勤務であったと供述する者一人を除く3人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ、4か月後、1年10か月後、2年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、このうち二人は、いずれも「入社後、臨時職員の期間があったが、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、これらの者から、同保険に加入する前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、臨時職員として採用した者について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 2 月 1 日まで
② 平成 3 年 12 月 10 日から 4 年 8 月 1 日まで

申立期間①は、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 5 月まで A 社に B 部長として勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、平成 3 年 12 月から 4 年 11 月まで C 社に管理職として勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の当時の事業主が、「当時、申立人を D 社から引き抜いた。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が D 社を離職した時点が平成元年 1 月 31 日であることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間①のうち同年 2 月 1 日以降の期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主に照会したところ、「申立人は、当初、E 職約 10 人と共に請負で仕事をさせており、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。平成 2 年に F 事業を受注した際に申立人を社員とし、その時から同保険に加入させた。同保険に加入させる以前に保険料を給与から控除することは無い。」と供述しており、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 3 人のうち、前述の事業主で

あった者を除く二人に照会したところ、このうち作業所担当の役員であったとの供述が得られた者は、「私がA社に勤務していた昭和62年8月から平成元年7月までの期間においては、社員は事業主、私及び他の一人の合計3人だけであった。仕事はすべて作業所単位で請負を使っており、これらの者は社員ではなかった。申立人もこうした請負の一人で、7人ほどのE職を使って従事していた。申立人はその後、社員になったのかもしれないが、私が勤務していた期間は社員ではなかった。」と供述しているほか、職員であったとの供述が得られた他の一人も、「私はA社に昭和62年8月から平成元年9月まで勤務していたが、当時、社員は社長と役員及び私だけで、その他は作業所ごとの外注者であった。」と供述している。

さらに、申立期間①当時の当該事業所における従業員数については、申立人は7人、前述の役員であった者は14人か15人とそれぞれ供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、事業主、前述の役員であった者及び職員であった者の3人だけであったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、作業所の業務従事者を社員としておらず、同保険にも加入させていなかったものとするのが妥当である。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、申立期間①のうち昭和63年10月1日から平成元年1月31日までの期間において、上述のD社で同保険の被保険者であったことが確認できる一方で、A社で同保険の被保険者であった形跡は無い。

その上、G市が保管する国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間①を含む昭和60年6月1日から平成2年1月31日までの期間において同保険の被保険者であったことが確認できる上、その資格喪失日は、当該事業所に係る政府管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致する。

- 2 申立期間②については、C社の事業主であった者が、「申立人は、平成4年1月に実施したH市での業務に従事していたことを記憶しているので、前月の3年12月から勤務していたと思う。」と供述しているほか、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者一人も同様に供述している上、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②のうち平成4年1月7日から同年7月31日までの期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できることから判断すると、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主に照会したところ、「当時、申立人が雇ってくれと言ってきたので、正社員ではなく一般の作業員として雇った。その後、申立人がIの資格を持っていたのでJ職とし、その時から正社員として扱い、

厚生年金保険にも加入させた。同保険に加入させる前の期間において保険料を給与から控除することは無かった。」と供述しており、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 18 人に照会したところ、このうち 8 人から回答があり、自身の勤務期間に係る供述が得られた 5 人のうち 1 人は、「入社して 1 か月か 2 か月後に厚生年金保険に加入した。当時、社会保険事務を担当していたのは社長夫人であったが、厳しい人であったので、同保険に加入していない期間に保険料を給与から控除されることは無かった。」と供述している上、オンライン記録によると、同人がその後当該事業所に勤務した際にも、自身が記憶する入社時期から約半年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の二人は、オンライン記録によれば、自身が記憶する入社時期から、それぞれ 4 か月か 5 か月後、1 か月か 2 か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、いずれも同保険に加入する以前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

さらに、K 国民健康保険組合が保管する被保険者台帳によれば、申立人の同保険被保険者の資格取得日は平成 4 年 8 月 1 日であることが確認できるほか、同組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が、申立人の資格取得日を同年 8 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認でき、これらはいずれも、厚生年金保険の加入記録と合致する。

加えて、G 市が保管する国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②を含む平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 7 月 31 日までの期間において同保険の被保険者であったことが確認できる上、その資格喪失日は、当該事業所に係る政府管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致する。

- 3 両申立期間について厚生年金保険料が各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月 15 日から 57 年 6 月 23 日まで
② 昭和 57 年 10 月 15 日から 58 年 8 月 18 日まで
申立期間①及び②は、A社にB職として勤務していた。

当時は、固定給と歩合給の総額に対して厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、標準報酬月額が給与総額に比して大幅に低くなっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が、昭和 56 年 3 月の厚生年金保険被保険者資格取得時においては 19 万円、同年 10 月の定時決定においては 24 万円とされている。また、申立人は 57 年 6 月に当該事業所を退職し、同年 10 月に再入社しており、申立期間②に係る標準報酬月額が 24 万円とされていることが確認できる。

一方、申立人に係る雇用保険受給資格者証の写しには、申立人が主張するとおり、昭和 57 年 6 月及び 58 年 8 月に退職した際の賃金に対応する雇用保険の保険給付について、当時の最高額が記載されている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 18 年 10 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同日付けで破産手続を開始していることから、申立人の給与の実態等について確認することができない。

また、当時の当該事業所の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「入社時

は、固定給と交通費を合わせた額で標準報酬月額を決定していた。B職の歩合給については変動給であるため随時改定は行わず、年に1度、定時決定の際に歩合給も含めて届け出ていた。」と供述しているところ、申立人は、昭和56年の5月から7月までの月を算定対象月とする同年10月の定時決定時には当該事業所に在職しているものの、57年及び58年については、いずれも10月前に退職しているため、定時決定の対象となっていない。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人と同職種の同僚13人と連絡が取れたが、いずれも当時の厚生年金保険料控除額を記憶していないものの、このうち9人が「会社の届出は誤っていなかったと思う。」と供述している上、昭和55年以降に当該事業所に入社している同僚6人の記録は、管理職として入社した1人を除く5人について、厚生年金保険被保険者資格取得時においては、歩合給部分を含まないとみられる15万円から20万円までの標準報酬月額となっており、翌年の定時決定以降は、歩合給を含むとみられる30万円から41万円（当時の最高等級）に増額となっていることが確認でき、これは、先の社会保険事務担当者及び複数の同僚の供述と符合する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 21 日までA社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、申立期間について同じ大学を卒業した同期入社と同僚の標準報酬月額に比し、低額であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 47 年 4 月（厚生年金保険被保険者資格取得時）から同年 6 月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、同じ大学を卒業した同期入社と同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が 5 万 6,000 円であるのに対し、申立人が 5 万 2,000 円と低額であるのは誤りであると申し立てている。

しかしながら、A社では、「厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、通勤手当の額によって異なるものである。申立人と同じ大学を卒業した同期入社と同僚は、入社時に本社に配属となり、会社の寮から通勤していたため通勤手当が支給されたが、申立人は当社のB営業所に配属となり、同営業所から徒歩通勤圏内に下宿していたことから通勤手当が支給されず、このため、両者の被保険者資格取得時の標準報酬月額に差が出たものと思われる。」と回答している。

また、申立人から提出のあった当該事業所の「新入社員被教育者に関する付属資料」に名前のある大学卒の同期入社と同僚 38 人（申立人を除く。）について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から昭和

47年4月の被保険者資格取得時の標準報酬月額についてみると、申立人の標準報酬月額と同額である同僚が確認できる上、当該同僚は、「私は入社当初、通勤手当が支給されていなかった。」と供述しており、これは先の当該事業所の回答と符合する。

- 2 申立期間のうち、昭和47年7月から48年6月までの期間の標準報酬月額について、申立人は、先述の同じ大学を卒業した同期入社同僚が、47年7月及び同年10月に随時改定又は定時決定により標準報酬月額が増額改定されていること、並びに申立人が所持している47年9月分の給与明細書の総支給額が7万1,676円となっており、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額よりも約2万円高額であることを理由に、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が誤りであると申し立てている。

しかしながら、当該事業所では、「同期入社の新入社員の給与の総支給額は、配属先及び配属先が担当する作業所により、残業手当の支給額が異なることから一律ではない。」と回答している。

また、複数の同期入社同僚からは、「A社では、入社当初から半年間は新入社員に残業をさせない取扱いであったが、実際は配属先の作業所により取扱いが異なり、入社当初から作業所に派遣され、残業手当が支給された者とそうでない者がいた。また、同一作業所でも月により残業手当の額が異なっていた。このため、同期入社でも、給与の総支給額が異なっていた。」との回答があり、これは先の当該事業所の回答と符合する。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同期入社の大卒同僚で、昭和47年10月の定時決定対象者36人（申立人を除く。）の当該定時決定による標準報酬月額は、5万2,000円から8万円と一律でないことが確認できる上、このうち、8人が申立人と同じく標準報酬月額を増額改定されていないことが確認できることから、必ずしも申立人の当該期間に係る標準報酬月額が不自然であるとは認められない。

加えて、申立人と同期入社の大卒同僚が所持している当該期間に係る給与明細書によると、月により残業手当の支給額が6,342円から3万7,900円と異なり、この結果、給与の総支給額も月により異なっていることが確認できる上、この同僚の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所（当時）の記録にある標準報酬月額に照らし、妥当であることが確認できる。

その上、申立人は、A社B営業所において作業所に派遣されるようになったのは入社してから3か月後の昭和47年7月ごろからであったとしていることから、それまでの期間は残業手当が支給されていなかったと考えられる上、申立人が所持している同年9月分の唯一の給与明細書は、一部破損していることから厚生年金保険料控除額を確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月ごろから 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 11 月ごろまで
③ 昭和 43 年 4 月ごろから 44 年 11 月ごろまで
④ 昭和 46 年 8 月ごろから同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 11 月ごろから 49 年 2 月ごろまで
⑥ 昭和 50 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
⑦ 昭和 51 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
⑧ 昭和 52 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
⑨ 昭和 53 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで

申立期間①は、A社において勤務していた。

申立期間②は、B社（現在は、C社）又はD社において勤務していた。

申立期間③は、E社又はF社において勤務していた。

申立期間④は、G社（現在は、H社）において勤務していた。

申立期間⑤については、自身が会社を設立するまで、I社において勤務していた。

申立期間⑥から⑨までについては、自身が設立した会社を経営していたが、J県内における業務が無い冬期間のみ依頼を受けて他県へ出張し、I社において勤務していた。

すべての申立期間について、給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が提供している人事記録及び申立人に係る給与支払台帳、並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 38 年

3月1日に、当該事業所のK課に期間雇用の準職員として採用され、退職日の特定はできないものの、同年末ごろまで勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、先述のA社が提供している人事記録から、申立人と同様に、昭和38年に当該事業所のK課に期間雇用の準職員として採用されたと考えられる9人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したが、申立期間①における9人全員の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、上記9人のうち、先述のA社が提供している人事記録において、申立人と同様に、昭和38年中及び39年3月1日に新規雇用と記録されている同僚4人は、「昭和38年に当該事業所へ入社したが、入社当初は期間雇用又は臨時雇用であり、その年の冬期間は勤務していない。」と供述している上、当該事業所に係る被保険者原票によれば、この4人は、申立人と同日の39年3月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、この4人からは、入社当初から厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間①当時、申立人らL業務担当の準職員のまとめ役であったと供述している同僚は、「私は、昭和37年春からL業務担当で勤務していたが、38年10月に正社員に採用されるまでは臨時雇用期間であり、この期間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかった。申立人らも入社当初は臨時雇用期間であり、この期間については厚生年金保険に加入していないはずである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人が申立期間②中にB社の関連会社であるD社において期間雇用のM業務担当として勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、D社は平成14年11月30日に解散しており、B社も現在清算中である上、申立期間②当時の両事業所の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間②当時のB社の事務担当者は、「B社とD社の経理事務は全く別に行われており、申立人がD社において雇用保険に加入しているのであれば、申立人は同社に採用されていることから、B社において厚生年金保険に加入させることはあり得ない。また、当時、D社は赤字続きであり、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と供述している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同原票において、申立期間②及びその前後の期間に、期間雇用者と考えられる1年未満の加入記録が確認できる被保険者数を確認したところ、同事業所では、毎年、期間雇用者と考えられる者を多数厚生年金保険に加入させていたが、昭和37年からはその数が極端に減少しており、先述のB社の事務担当者の供述と符合している。

加えて、上記の名簿において、昭和36年に期間雇用と考えられる厚生年金保険の加入記録が確認できる3人に照会したところ、この3人全員が36年以降も同事業所で継続して勤務していたと供述し、このうち二人については、申立期間②中又は申立期間②以降まで継続して勤務していたと供述しているものの、この3人の同事業所における37年以降の加入記録は確認できない。

その上、B社及びD社に係る被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、E社の設立当初から勤務し、同社の解散時の事業主となっていることが確認できる者は、「E社は、私と初代社長がF社から業務を受注するために設立した事業所であるが、経営は全く別に行われていた。私は、申立期間③当時、F社との営業交渉などを担当していたことから、F社へ移籍する者がいた場合は記憶しているはずであるが、申立人の記憶は無い。」と供述している。

また、上記の解散時の事業主のほか、E社に係る被保険者原票において、申立期間③以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間③においても継続して被保険者となっている同僚5人に照会したところ、このうち二人が申立人の退職時期を記憶しており、この二人が記憶している申立人の退職時期は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日とほぼ一致している。

さらに、申立期間③中に、E社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上記の同僚とは別の同僚5人に照会したが、いずれも申立人に係る具体的な記憶は無く、申立人の勤務実態等について供述を得ることができなかった。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人が当該期間に勤務していたとして名前を挙げている別名のF社は昭和53年1月24日に解散しており、申立期間③当時の事務担当者も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、F社に係る被保険者名簿から、申立期間③に同事業所における加入

記録が確認できる8人に照会したが、申立人を記憶している者は確認できないことから、申立てに係る事実を確認することができる供述を得ることはできなかった。

さらに、F社に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間③において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間③において、申立てに係る両事業所以外の三つの事業所における厚生年金保険の加入記録及び二つの事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる上、このうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる一つの事業所においては、申立人に係る社員台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び申立人が同事業所に提出した退職願が保管されていることから、申立人が申立期間③においてE社又はF社に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、オンライン記録によると、G社は昭和49年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間④当時の事業主は死亡しているほか、現在の事業主（申立期間④当時の事業主の子息）は、「現在は営業活動を行っておらず、当時の資料も残っていない。当時の状況を知る父や親族は全員死亡している。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間④当時、当該事業所においてN業務担当であった同僚からは、「申立人を記憶しているが、申立人は、1か月か2か月間しか勤務していない。」との供述があり、これは、申立人の当該事業所に係る被保険者原票の記録と符合する。

さらに、上記の同僚のほか、申立期間④において、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚3人に照会し、このうち一人が、「申立人と同じ姓の同僚の記憶があるが、申立人であるか否か不明であり、この同僚の入社時期も分からない。」としており、残る二人は申立人を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認することができる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間④に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、オンライン記録によると、I社は平成18年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の解散時の取締役は、「当社は、現在事業休止状態にあり、当時の資料は平成19年に廃棄した。私は、昭和47年から当該事業所に勤務しているが、申立期

間⑤における申立人の記憶は無い。」と回答しており、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所に係る被保険者名簿から、申立期間⑤に当該事業所における加入記録が確認できる9人に照会し、4人から回答を得たが、このうち一人については、申立人の勤務地とは別の地域で勤務していたとしており、残る3人も申立人を記憶していないことから、申立てに係る事実を確認することができる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間⑤において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人が、申立期間⑤中の昭和48年4月から49年2月まで、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間⑤に申立てに係る事業所とは別の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥から⑨までについて、先述のI社の解散時の取締役及び複数の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間⑥から⑨までの間に当該事業所及び同社の関連会社の下請会社O社及びP社の代表取締役として、当該請負業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、申立期間⑥から⑨までの当時、当該事業所のQ部で勤務していた従業員は、「申立期間⑥から⑨までの当時、申立人が社長を務める事業所がI社及び同社の関連会社の下請を行っていた。報酬は下請会社に対して支払っており、下請会社の社長及びその従業員をI社において厚生年金保険に加入させていたとは考えられない。」と供述している。

また、申立期間⑥から⑨までの当時のI社の事務担当者は、「給与計算、社会保険の届出、年末調整、源泉徴収などすべての業務を行っていたが、申立人に記憶は無い。下請会社へ支払う代金は給与ではないことから、社会保険料の控除も行われておらず、厚生年金保険の加入手続も行っていない。申立期間⑥から⑨までの当時に、申立人がI社の従業員であったとは考えられない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間⑥から⑨までにおいて、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑥から⑨までに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 すべての申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。